

○大村市マスコットキャラクター使用取扱要綱

平成24年8月6日

告示第182号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大村市マスコットキャラクター「おむらんちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、市が定めたキャラクターの基本デザイン（別図第1）及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(使用許可の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、大村市マスコットキャラクター使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャラクターの使用を許可し、大村市マスコットキャラクター使用許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の許可に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を許可しない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 市が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他市長がキャラクターの使用について不適当であると認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的のみに使用すること。
- (2) 定められた色、形状、形式等に沿って使用すること。
- (3) 使用するキャラクターに、著作権表記（別図第2）を付すこと。ただし、市長が特

に認めた場合は、この限りではない。

- (4) キャラクターの使用に係る物品等の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(許可内容の変更)

第7条 使用者は、第3条第2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、使用者がこの要綱に違反していると認められるときは、キャラクターの使用の許可を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この告示の施行後3年以内に、キャラクターの使用の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別図第1 (第2条関係)



別図第2（第5条関係）

大村市マスコットキャラクター おむらんちゃん

©大村市

様式第1号（第3条関係）

大村市マスコットキャラクター使用許可申請書

年 月 日

大村市長 様

申請者 住所  
氏名

下記のとおり大村市マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
連絡先	[担当者] [電話（内線）]

（注）企画書等（使用内容がわかるもの）及び見本（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付すること

様式第2号（第3条関係）

大村市マスコットキャラクター使用許可通知書

年 月 日

様

大村市長

年 月 日付けで申請のありました大村市マスコットキャラクターの使用については、下記のとおり許可したので通知します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
使用許可番号	
使用条件	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)